

作成日: 2020年8月7日

JobKeeper 制度延長の変更点まとめ

2020年8月7日、政府は先だって発表した JobKeeper 制度の延長に伴い、Decline in Turnover Test の売上対象期間や従業員の条件などを変更しました。

参照: Extension of the JobKeeper Payment (Last updated: 7 August 2020)
https://treasury.gov.au/sites/default/files/2020-08/Fact_sheet-JobKeeper_Payment_extension.pdf

変更点① Decline in Turnover Test の対象となる売上

Decline in Turnover Test で対象となる売上が、直前の1期分のみへと変更されました。

- **第1 延長期間: 28 September 2020 ~ 3 January 2021**
2020年度7月~9月期 (September quarters) の Actual GST turnover でみて売上の落ち込みを証明
- **第2 延長期間: 4 January 2021 ~ 28 March 2021**
2020年度10月~12月期 (December quarters) の Actual GST turnover でみて売上の落ち込みを証明

証明する売上の落ち幅

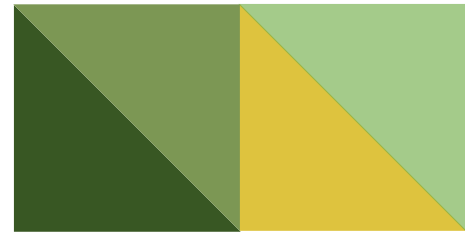
- Aggregated turnover が \$ 1 Billion 以上の場合は、売上の落ち込みが **50%以上** であること
- Aggregated turnover が \$ 1 Billion 未満の場合は、売上の落ち込みが **30%以上** であること
* “Aggregated turnover” は海外の親会社やグループ会社を含みますが、売上の落ち込みは、各豪州子会社や各法人で判断します

変更点② JobKeeper 延長の対象となる従業員の要件

JobKeeper 受給対象となる従業員の条件が緩和されました。

「従業員の条件」

2020年7月1日の時点 (3月1日から変更) で以下のすべてを満たすこと。



- JobKeeper 延長対象の事業主に雇用されているフルタイム、パートタイム、もしくは 12 か月以上定期的なシフトで勤務しているカジュアル従業員。
- 18 歳以上。但し、16 歳・17 歳であっても、フルタイムの学生ではなく、経済的に自立している者は対象となる。
- オーストラリアの市民権/永住権保持者もしくは豪州の納税者 (Resident for the purposes of the Income Tax Assessment Act 1963) で 3 月 1 日時点で Subclass 444 (Special Category) visa 保持者

変更点③ 支給額の算定方法

受給対象となる従業員の条件の起算点が 7 月 1 日に緩和されたことに伴い、支給額の算定方法も修正されました。

- **第 1 延長期間：28 September 2020 ～ 3 January 2021**
 - a. **3 月 1 日または 7 月 1 日直前の 4 週間で平均 20 時間/週 以上勤務していた従業員：** \$ 1,200/隔週
 - b. 平均 20 時間/週 以上ビジネスに携わった経営者：\$ 1,200/隔週
 - c. a、b 以外の従業員および経営者：\$ 750/隔週
- **第 2 延長期間：4 January 2021 ～ 28 March 2021**
 - a. **3 月 1 日または 7 月 1 日直前の 4 週間で平均 20 時間/週以上勤務していた従業員：** \$ 1,000/隔週
 - b. 平均 20 時間/週 以上ビジネスに携わった経営者：\$ 1,000/隔週
 - c. a、b 以外の従業員および経営者：\$ 650/隔週

この情報が必要な方へ転送いただければ幸いです。

弊所は、COVID-19 関連の法律情報共有サイトを立ち上げました。

同サイトでは、サイト内で共有させていただくことを条件に、事業主様からのご質問に無償でお答えします。

配信希望はこちらから

<https://www.lawshare.community>



免責事項

Katsuda Synergy Group Pty Ltd trading as Katsuda Synergy Lawyers, Katsuda Synergy Migration Pty Ltd, LawShare Pty Ltd (以下「KS Group」といいます。)は、当資料に掲載している情報の正確性について万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。セミナー資料の場合は、セミナー内の説明で補填された情報は資料に含まれていないので、

- 当資料に掲載している情報は、一般的なガイダンスに限定されています。
- 資料内の和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。
- 法律の適用およびそのインパクトは、特定の事実関係によって大幅に異なることがあります。法律、規則、規定は、常に変更が加えられること、および電子的通信手段に（不可避免的）に内在する危険性や問題点を踏まえ、当資料に掲載される情報は、その情報提供が遅れたり、欠落したり、また不正確である可能性もあります。

したがって、著者あるいは発行者は、この資料においては法務あるいはその他の専門的なアドバイスあるいはサービスを提供しているものではないという認識で、当資料の情報を提供しています。そのため、当資料に掲載されている情報を、専門的な法務、その他の権限あるアドバイスの代用として用いるべきではありません。当資料の情報に基づき具体的な決定や行為を起こす前に、KS Group の専門家に相談することが肝要です。

当資料では、信頼できる情報源から得た情報を、確実に掲載するようあらゆる努力をしておりますが、KS Group は、間違い、情報の欠落、あるいは、掲載されている情報の使用に起因して生じる結果に対して一切の責任を負わないものとします。当資料に掲載されている全ての情報は、その時点の情報が掲載されており、完全性、正確性、時間の経過、あるいは、情報の使用に起因して生じる結果について一切の責任を負わないものとします。また、あらゆる種類の保証、それが明示されているか示唆されているかにかかわらず、また業務遂行、商品性、あるいは特定の目的への適合性への保証、また、これらに限定されない保証も含め、いかなることも保証するものではありません。

いかなる場合にも、KS Group、その関連するパートナーシップ、法人、パートナー、代理人、ならびに従業員は、当資料に掲載されている情報によって決定を下したり、あるいは行為を起こしたことにより、結果的に損害を受け、特別なあるいは同類の損害を蒙ったとしても、またその損害の可能性について言及していたとしても、一切の責任を負いません。

当資料で掲載されている外部サイトへのリンク（あれば）は、第三者が運営しているもので、KS Group は管理していません。KS Group が、その正確性や第三者のサイトに掲載されている情報について内容の正確性を保証ないし推奨するものではありません。

*KS Group は、オーストラリアにおける法律サービスネットワークのメンバー法律事務所およびそれらの関連会社の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、法律情報や実務ツールの提供および各分野の法律アドバイスをクライアントに提供しています。